

2013年度 札幌学院大学ハラスメント対策本部  
年次報告

2014年 3月31日  
本部長 岡田久美子

1. 本部会議等の日程

- 2013年4月4日 第1回 ハラスメント対策本部委員・インテイクー合同会議
  - 報告1. 2013年度ハラスメント対策本部委員及びインテイクーについて
  - 議題1. ハラスメント対策本部長に事故あるときの職務代行者の指名について
  - 議題2. 2013年度インテイクー長の選出について
  - 議題3. 2013年度事業計画について
  - 議題4. ハラスメント防止教育のお願い（1年次ゼミナール）
  - 議題5. 2013年度ハラスメント防止講習会の実施について
  
- 2013年4月22日 第1回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 事案1（4月9日付相談）について
  
- 2013年5月10日 第2回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 事案2（4月29日付相談）について
  
- 2013年5月23日 第3回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 事案3（5月17日付相談）について
  - 報告1. 事案2（4月29日付相談）について
  
- 2013年7月4日 第4回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 事案4（7月1日10:00付相談）について
  - 議題2. 事案5（7月1日13:10付相談、事案2再相談）について
  - 議題3. 事案6（7月1日14:55付相談）について
  - 議題4. 自己点検・評価報告書について
  - 報告1. 事案2（4月29日付相談）の処理結果について
  - 報告2. 事案3（5月17日付相談）の進捗状況について
  
- 2013年7月11日 第5回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 議題6（7月1日14:55付相談）および事案7（7月9日付相談）について
  - 報告1. 事案3（5月17日付相談）の進捗状況について
  - 報告2. 事案4（7月1日10:00付相談）の進捗状況について
  - 報告3. 事案5（7月1日13:10付相談、事案2再相談）の進捗状況について
  
- 2013年12月2日 第6回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 事案8（11月26日付相談）について
  - 議題2. 2014年度ハラスメント対策本部委員及びインテイクーについて
  - 報告1. 事案3について
  - 報告2. 事案4について
  - 報告3. 事案5について
  - 報告4. 事案7について
  
- 2014年1月9日 第7回ハラスメント対策本部会議
  - 議題1. 事案9（12月27日付相談）について
  
- 2014年2月26日 第8回ハラスメント対策本部会議
  - 報告1. 各事案の進捗状況について

## 報告 2. 2014 年度年度本部委員及びインテイクーについて

### ● 2014 年 3 月 13 日 第 9 回ハラスメント対策本部会議

議題 1. 2013 年度事業実績報告書について

議題 2. 2013 年度年次報告書（公開）について

議題 3. 2013 年度年次報告書（非公表・本部委員のみ閲覧可）について

報告 1. 2014 年度ハラスメント対策本部委員及びインテイクーについて

報告 2. ハラスメント防止教育のアンケート結果について

## 2. 主な活動記録

### (1) 活動概要

- ① 冊子『ハラスメント防止ガイドライン』を作成し、ガイダンスで学生全員に配付した。
- ② 1 年生には、ゼミ担当教員から冊子『ハラスメント防止ガイドライン』を配付し、ゼミナールの中で講習を行っていただくよう依頼した。
- ③ 専任教職員、非常勤教員・T A のほか、パート、委託職員、大学生協職員など本学に関わりのある者に対して冊子『ハラスメント防止ガイドライン』を配付し、ハラスメント防止の取り組みについて周知した。
- ④ 実習・インターンシップ等の担当者 21 人に対して学生が実習先でハラスメント被害にあわないように事前指導の際に『ハラスメント防止ガイドライン』について周知するよう依頼した。
- ⑤ 新規採用の専任教職員、パート・派遣・業務委託職員に対して 4 月 25 日（木）、ハラスメント対策本部委員が講師となりハラスメント防止講習会を開催した。
- ⑥ ハラスメントの可能性のある事例についてインテイクーから報告を受け、ただちに対策本部会議を開催し、対応を協議し必要な措置を講じた。

### (2) 相談件数 9 件

### (3) 相談の概要と対応（略）

## 3. 2013 年度 本部委員及びインテイクー一覧

|              |          |            |        |
|--------------|----------|------------|--------|
| 【ハラスメント対策本部】 | 岡田久美子    | (法学部)      | …本部長   |
|              | 富田 充保    | (人文学部)     | …職務代行者 |
|              | 横山 登志子   | (人文学部)     |        |
|              | 砂田 絹子    | (図書課)      |        |
|              | 榎本 愛     | (財務課)      |        |
|              | 高田 洋     | (社会情報学部)   |        |
|              | 山田 智哉    | (経済学部・理事会) |        |
|              | 久保 真志    | (政策推進課)    |        |
|              | 中條 浩志    | (管財課)      |        |
|              | 【インテイクー】 | 寺沢英理子      | (人文学部) |
| 藤野 友紀        |          | (人文学部)     |        |
| 田巻 文乃        |          | (大学院・研究課)  |        |
| 佐々木 健        |          | (法学部)      |        |
| 佐藤 秀之        |          | (教務課)      |        |

## 4. 2013 年度 事業実績報告書（別紙）

**ハラスメント対策本部 2013 年度事業実績報告書**

到達目標

札幌学院大学にかかわりのあるすべての者が、その人格や人権を尊重され、かつ豊かで快適な環境のもとでの勉学・研究・課外活動・就労が保障されるよう、ハラスメントの防止と対処に取り組む。

**1. ハラスメント防止と対処への取り組み**

| 年度計画  | 前進面と問題点   | 達成度 |
|---|---|-----|
| (1) ハラスメント対策本部に関する規程及びインテイクに関する規程に基づき、本部委員及びインテイクを選任し活動を行う。 | ハラスメント対策本部に関する規程及びインテイクに関する規程の選出基準に基づきハラスメント対策本部委員及びインテイクを選任し活動を行った。  | A   |
| (2) ハラスメントを未然に防止するため講習会を開催し啓蒙活動を行う。                         | ①冊子『ハラスメント防止ガイドライン』を作成し、ガイダンスで学生全員に配付した。<br>②1年生には、ゼミ担任から『ハラスメント防止ガイドライン』を配付し、ゼミのなかで講習を行っていただくよう依頼した（内訳：5学部9学科52クラス、800人）。<br>③専任教職員（208人）、非常勤教員・TA（256人）のほか、パート・委託職員、大学生協職員など本学に関わりのある者（238人）に対して、『ハラスメント防止ガイドライン』を配付し、ハラスメント防止の取り組みについて周知した。<br>④実習・インターンシップ等の担当者21人に対して4月22日、学生が実習先でハラスメント被害にあわないよう、事前指導の際に『ハラスメント防止ガイドライン』について周知するよう依頼した。<br>⑤ハラスメント防止講習会を受講していない新規採用の専任教職員及びパート・派遣・業務委託職員31名に対して、ハラスメント対策本部委員・山田智哉経済学部教授が講師となりハラスメント防止講習会を実施した（2013年4月25日（木）13：10-14：00実施）。<br>⑥ハラスメント防止講習会のDVDに録画し、一定の部局の職員研修に供することができるようにした。 | A   |
| (3) 相談者が安心してインテイクに相談できるようインテイクについて周知する。                     | 冊子『ハラスメント防止ガイドライン』の巻末にインテイクの所属、内線電話、オフィスアワーの内容を記載した。<br>インテイク専用メールアドレスについてはQRコードを掲載し、より簡単にアクセスできるようにした。<br>ホームページにはインテイクの顔写真を掲載し、安心して相談できるように工夫した。  | A   |

**ハラスメント対策本部 2013 年度事業実績報告書**

|  |   |   |
|--|---|---|
| (4) ハラスメントが発生した場合、調査調停委員会を設置するなどして迅速に対応する。                                   | 相談のあった事案 9 件のうち、ハラスメント対策本部の管轄にあると判断したものについて、調査調停委員会を設置して対応した。本部の管轄か否か疑われるものについては相談者と協議を行った。 | A |
| (5) ハラスメント対策本部委員及びインテイクの研修を行う。   | ハラスメント対策本部委員・インテイク合同会議を開催し、インテイクの方法および対策本部への回付の仕方について確認した。                                  | B |
| (6) 具体的事例への対応を蓄積するために、内容をある程度詳しく記載し本部委員のみが閲覧できる年次報告書とインターネットに公開する年次報告書を作成する。 | 具体的事例への対応を蓄積するために内容をある程度詳しく記載し対策本部委員のみが閲覧できる年次報告書、およびインターネットで公開する年次報告書を作成した。                | A |
| (7) ホームページの更新を行う。  | ホームページに 2012 年度の年次報告書を掲載した。   | A |
| (8) 必要に応じて、教職員、学生に対するハラスメントに関する周知及び啓蒙の方法について検討し、併せて規程等の見直しを行う。               | 1 年生ゼミ担当教員 52 人に対して 10 月 31 日、ハラスメント防止教育に関するアンケート調査を行い、17 の回答を得た。                           | C |

| ハラスメント対策本部<br>2013 年度実績報告 自己評価結果 総括表 |      |      |      |               |
|--------------------------------------|------|------|------|---------------|
| A 評価                                 | B 評価 | C 評価 | D 評価 | 合計<br>(年度計画数) |
| 6                                    | 1    | 1    |      | 8             |

- A : 計画が完全に実施されている (完全実施)。
- B : 計画の実施において、一部不十分さを残している (達成率 7 割程度以上)。
- C : 計画の実施において、相当に不十分である (達成率 7 割程度未満)。
- D : 計画が全く実施されていない (未実施)。